

大分県報

令和元年
五月十七日
第四号

(金曜日)

目次

告示

地籍調査の成果の認証	一
指定予定保安林	一
平成三十一年度県営林産物(間伐材)処分事業委託に係る物品売払代金の徴収事務の委託	一
指定漁船調査の縦覧	二
大分県低入札価格調査実施要領の一部改正	二
大分都市計画道路の変更	二
公 告	二
契約者等の公示	三
落札者等の公示	三
都市計画事業の事業計画の変更	三

告示

大分県告示第二十四号
国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。
令和元年五月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
平二〇・七・三〇	白杵市野津町大字	白杵市野津町大字		

令和元年五月十七日

白杵市	から平二四・三・四まで	岩屋の一部の地籍 図及び地籍簿	岩屋の一部	平三一・四・二三
-----	-------------	--------------------	-------	----------

大分県告示第二十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨の通知があった。
令和元年五月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

日田市大字花月字平河内四〇〇九番八

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり平成三十一年度県営林産物(間伐材)処分事業委託に係る物品売払代金の徴収事務を委託した。
令和元年五月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市大字古国府字内山千三百三十七番地の十五

公益財団法人森林ネットおおいた

大分県報(告示)

理事長 重本 悟

二 委託期間
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

大分県告示第二十七号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。)第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。
令和元年五月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

速見郡日出町三百三十三番地四十九
首藤 俊裕

速見郡日出町二千七百二十四番地

川野 和則

速見郡日出町二千七百九十一番地三

長野 靖晴

2 加入区

日出町加入区

3 漁船損害等補償法第百三十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和元年五月十七日から同年五月三十一日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号
大分県漁業協同組合事務所

(二) 速見郡日出町大字大神五千四百十八
大分県漁業協同組合日出支店事務所

大分県告示第二十八号

大分県低入札価格調査実施要領(平成十二年大分県告示第六百七十二号)の一部を次のように改正する。
令和元年五月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第四の(一)中「十分の九」を「十分の九・二」に、「十分の七」を「十分の七・五」に改め、第四の(二)中「十分の七」を「十分の七・五」に、「十分の九」を「十分の九・二」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、同日以後に指名通知又は公告が行われる競争入札に付する建設工事から適用する。

大分県告示第二十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり大分都市計画道路を変更した。
令和元年五月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

大分都市計画道路

二 都市計画の変更に係る事項

名 称	位 置		変更の概要
	起 点	終 点	
三・二・五号 生石下郡線	大分市生石三丁目二番	大分市大字下郡 字羽根山	終点の変更 延長の増 一部線形の変更 一部区域の変更
三・四・二八号 庄の原佐野線	大分市大字三芳 字庄ノ原	大分市大字佐野 字宮ノ下	延長の増 一部車線数の変更 一部幅員の変更 一部線形の変更 一部区域の変更 一部構造形式の変更

三・二・六七号 下郡中判田線	大分市大字下郡 字尾西	大分市大字中判田 字庵ノ原	一部区域の変更
-------------------	----------------	------------------	---------

三 縦覧場所
 (区域は、別図のとおり)
 大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課
 大分市荷揚町二番三十一号 大分市都市計画部都市計画課
 (「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

○公 告

次のとおり契約者等について公示する。
 令和元年五月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
 平成三十一年度大分県自治体情報セキュリティクラウド運用管理業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 大分県商工観光労働部情報政策課
 大分市大手町三丁目一番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
 平成三十一年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
 株式会社オーイーシー 代表取締役社長 加藤 健
 大分市東春日町十七番五十七号
- 五 随意契約に係る契約金額
 四千四百八十四万六千六百円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
- 六 契約の相手方を決定した手続
 随意契約
- 七 随意契約の理由
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第二号に該当

次のとおり落札者等について公示する。
 令和元年五月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 落札に係る役務の名称及び数量
 「おおいと和牛」プロモーション委託業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 大分県農林水産部畜産振興課
 大分市大手町三丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日
 平成三十一年四月十九日
- 四 落札者の氏名及び住所
 株式会社JTB大分支店 支店長 渦古 隆
 大分県大分市金池町一丁目一番十七号
- 五 落札金額
 二千七百万円(消費税及び地方消費税相当額を含む)
- 六 契約の相手方を決定した手続
 総合評価一般競争入札
- 七 総合評価一般競争入札の公示をした日
 平成三十一年三月十八日

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定による別府国際観光温泉文化都市建設計画道路路事業の事業計画の変更認可の告示が平成三十一年四月十九日付け九州地方整備局告示第六十七号をもってなされたので、同法第六十六条の規定に基づき次のとおり公告する。

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 都市計画事業の種類及び名称
 平成六年建設省告示第九百二十九号別府国際観光温泉文化都市建設計画道路路事業
- 二 施行者の名称
 三・四・十七号富士見通南立石線
 大分県
- 三 事務所の所在地
 大分県

令和元年五月十七日

大分県報（公告）

主たる事務所 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課 大分市大手町三丁目一番一
号

従たる事務所 大分県別府土木事務所 別府市大字鶴見字下田井十四番一号

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし